

## 仕様書等 1 の訂正について

令和 6 年 4 月 24 日付けで公告を行った「下七点沢治山工事」の仕様書等 1 につきまして、下記のとおり一部訂正いたします。

令和 6 年 4 月 25 日

分任支出負担行為担当官  
網走西部森林管理署長 中島 朝長

### 記

訂正箇所

(誤)

治山工事現場説明書

9 その他特記事項 余裕期間見込 令和 6 年 8 月 3 日

(正)

治山工事現場説明書

9 その他特記事項 余裕期間見込 令和 6 年 8 月 10 日

(誤)

治山工事現場説明書

11 その他留意事項 (7) 町道金湧線の通行について

町道金湧線については、テレビや無線等の鉄塔設備の維持管理のため、多数の**関係期間**の出入りがあることから、通行の際は十分に注意すること。

(正)

治山工事現場説明書

11 その他留意事項 (7) 町道金湧線の通行について

町道金湧線については、テレビや無線等の鉄塔設備の維持管理のため、多数の**関係機関**の出入りがあることから、通行の際は十分に注意すること。

以上

5 工期の延長について

工期の延長については、契約約款第22条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。

- (1) 降雨による場合  
工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合
- (2) 資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合
- (3) 災害補償の対象箇所での復旧を要する工事がある場合

6 労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通事故が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

- (1) 保安帽及び保護具の完全着用
- (2) 地山の掘削作業
- (3) 機械作業及び機械器具の点検
- (4) 高所(足場上)における作業
- (5) 架線直下における作業
- (6) 火薬類の取扱作業
- (7) 資材運搬及び通勤時における交通災害

7 女性技術者・技能者等の現場環境づくりに係る経費について

契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい職場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。

8 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値については、「森林整備保全事業標準歩掛」のとおりである。排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について、契約締結後借上げ等が困難な場合は監督職員との協議により、排出ガス対策型(第2次基準値)に設計変更できるものとする。

9 その他特記事項

- ・本工事では、性能・機能に支障の無い範囲において、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した木材・木製品・木製型枠等を積極的に使用するものとする。
- ・刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については特に記載が無い限り、長期割引を行った単価である。
- ・実稼働日数に伴い、長期割引が該当しない場合においては監督職員と協議により設計変更できるものとする。
- ・本工事における型枠資材については、間伐材や合法性が証明された木材等を使用したコンクリート型枠用合板を使用すること。
- ・本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。
- ・本工事は、情報共有システムの活用工事であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第10条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。
- ・本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和6年8月3日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。
- また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。
- なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出するものとする。
- ただし、余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。

10 積算に用いた設計条件

区 分	適 用	備 考
①通勤拠点から現場までの距離	1.5km	
②工種区分	治山・地すべり防止工事	
③施工地域補正(%)	地方交通影響受けない	
④現場環境改善費	該当有	
⑤補正地域区分	1級地	
⑥施工時期補正(冬期補正)	補正有	
⑦一般管理費(前払金支出割合による補正)	補正無	
⑧一般管理費(契約保証に係る補正)	金銭保証	
⑨工期の設定	249日	うち冬期日数 67日

⑩生コンクリートの設計単価	令和 6 年 4 月	地区ゾーン単価
⑪切込砕石・砂利等の設計単価	見積単価	
⑫かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑬労務単価	令和 6 年 3 月	
⑭刊行物単価	令和 6 年 4 月	
⑮刊行物単価(四半期)	令和 5 年 10 月	
⑯施工パッケージ標準単価(東京単価)基準年月	令和 4 年 4 月	
⑰冬期補正(労務費)	補正無	
⑱時間的制約を受ける工事の補正(労務費)	補正無	
⑲週休2日を促進する施工工事	発注者指定方式(4週8休以上)	
⑳共通仮設費(率対象外経費)	無し	
㉑共通仮設費(率対象外経費)	無し	
㉒現場管理費(率対象外経費)	無し	
㉓一般管理費(率対象外経費)	無し	

## 11 その他留意事項

- (1) 契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。
- (2) 入林手続について  
入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。  
なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業特別仕様書第12条により、必要な手続を行うこと。
- (3) 山火事警防について  
当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。
- (4) 支障木について  
工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。
- (5) 土石流による労働災害防止について  
当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。
- (6) 工事資材等の運搬について  
当該工事箇所は、町道金湧線を通行して工事箇所にアクセスするが、途中にある丸武橋の耐荷重が14tとなっていることから、工事資材等の積載時に重量を超えない車両又は積載数量を抑えて通行すること。
- (7) 町道金湧線の通行について  
町道金湧線については、テレビや無線等の鉄塔設備の維持管理のため、多数の**関係期間**の出入りがあることから、通行の際は十分に注意すること。

5 工期の延長について

工期の延長については、契約約款第22条の受注者の請求により工期の延長を請求することができるのは次のような場合である。

- (1) 降雨による場合  
工事期間中著しく雨天日数が多く工事施工に支障があった場合
- (2) 資材運搬路等が通行不能となり工事施工に支障があった場合
- (3) 災害補償の対象箇所での復旧を要する工事がある場合

6 労働災害及び交通災害について

近年特に建設事業における労働災害及び交通事故が著しく増加している現状にあるので工事の施工にあたっては労働基準法、労働安全衛生法等の関係諸法令を遵守し、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止と安全の確保に努めること。

なお、次の事項については特に注意し実施すること。

- (1) 保安帽及び保護具の完全着用
- (2) 地山の掘削作業
- (3) 機械作業及び機械器具の点検
- (4) 高所(足場上)における作業
- (5) 架線直下における作業
- (6) 火薬類の取扱作業
- (7) 資材運搬及び通勤時における交通災害

7 女性技術者・技能者等の現場環境づくりに係る経費について

契約工期内において、女性技術者・技能者等が工事に従事する場合は、設計変更の対象として監督職員と受注者で協議により更衣室等、女性が働きやすい職場環境づくりに関する諸経費を共通仮設費率対象外に積上げて見込むことができる。

8 排出ガス対策型建設機械の使用について

本工事積算における建設機械の排出ガス対策型の基準値については、「森林整備保全事業標準歩掛」のとおりである。排出ガス対策型(第1次基準値)規格の建設機械について、契約締結後借上げ等が困難な場合は監督職員との協議により、排出ガス対策型(第2次基準値)に設計変更できるものとする。

9 その他特記事項

- ・本工事では、性能・機能に支障の無い範囲において、間伐材や合法性が証明された木材等を使用した木材・木製品・木製型枠等を積極的に使用するものとする。
- ・刊行物単価等で使用している建設機械の賃料については特に記載が無い限り、長期割引を行った単価である。
- ・実稼働日数に伴い、長期割引が該当しない場合においては監督職員と協議により設計変更できるものとする。
- ・本工事における型枠資材については、間伐材や合法性が証明された木材等を使用したコンクリート型枠用合板を使用すること。
- ・本工事は、施工パッケージ型積算方式の試行工事である。
- ・本工事は、情報共有システムの活用工事であり、活用を希望する場合は、「北海道森林管理局 森林整備保全事業工事特別仕様書第10条 森林土木工事における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。
- ・本工事は、受注者の施工体制の確保及び建設資材の確保を図るため、令和6年8月10日までの余裕期間を見込んでおり、余裕期間内の技術者配置は要しないものとする。
- また、受注者が余裕期間を活用した場合の入札・契約にあたって提出する工事工程表には、余裕期間、工事着手日を記入して提出するものとし、余裕期間内に施工体制等の確保が図られた場合は、監督職員との協議により工事着手出来るものとする。
- なお、協議の際には、施工計画書の変更に基づき、工事工程表に工事着手日を記入し提出するとともに、併せて配置技術者を届出するものとする。
- ただし、余裕期間を活用しない場合は、この限りではない。

10 積算に用いた設計条件

区 分	適 用	備 考
①通勤拠点から現場までの距離	1.5km	
②工種区分	治山・地すべり防止工事	
③施工地域補正(%)	地方交通影響受けない	
④現場環境改善費	該当有	
⑤補正地域区分	1級地	
⑥施工時期補正(冬期補正)	補正有	
⑦一般管理費(前払金支出割合による補正)	補正無	
⑧一般管理費(契約保証に係る補正)	金銭保証	
⑨工期の設定	249日	うち冬期日数 67日

⑩生コンクリートの設計単価	令和 6 年 4 月	地区ゾーン単価
⑪切込砕石・砂利等の設計単価	見積単価	
⑫かご類等詰石等の設計単価	見積単価	
⑬労務単価	令和 6 年 3 月	
⑭刊行物単価	令和 6 年 4 月	
⑮刊行物単価(四半期)	令和 5 年 10 月	
⑯施工パッケージ標準単価(東京単価)基準年月	令和 4 年 4 月	
⑰冬期補正(労務費)	補正無	
⑱時間的制約を受ける工事の補正(労務費)	補正無	
⑲週休2日を促進する施工工事	発注者指定方式(4週8休以上)	
⑳共通仮設費(率対象外経費)	無し	
㉑共通仮設費(率対象外経費)	無し	
㉒現場管理費(率対象外経費)	無し	
㉓一般管理費(率対象外経費)	無し	

## 11 その他留意事項

- (1) 契約約款第1条に定める仕様書は、森林整備保全事業工事標準仕様書、森林整備保全事業工事特別仕様書、特記仕様書をいう。
- (2) 入林手続について  
入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき提出は不要とする。  
なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業特別仕様書第12条により、必要な手続きを行うこと。
- (3) 山火事警防について  
当署において定められている「国有林山火事警防対策要綱」に基づき、万全の体制を講じること。
- (4) 支障木について  
工事施工中に支障となる立木が発生した場合には、監督職員に状況を報告のうえ、監督職員及び森林官の指示によること。
- (5) 土石流による労働災害防止について  
当該工事は、土石流が発生する恐れのある河川における工事であるので、森林整備保全事業工事特別仕様書第3条3及び関係法令等に従い労働安全に努めること。
- (6) 工事資材等の運搬について  
当該工事箇所は、町道金湧線を通行して工事箇所にアクセスするが、途中にある丸武橋の耐荷重が14tとなっていることから、工事資材等の積載時に重量を超えない車両又は積載数量を抑えて通行すること。
- (7) 町道金湧線の通行について  
町道金湧線については、テレビや無線等の鉄塔設備の維持管理のため、多数の**関係機関**の出入りがあることから、通行の際は十分に注意すること。